

日本公認会計士協会東京会世田谷会規約

(名 称)

第 1 条 当地区会は、日本公認会計士協会東京会世田谷会と称する。

(区 域)

第 2 条 当会の区域は、東京都世田谷区とする。

(事 務 所)

第 3 条 当会の事務所は世田谷区内におく。

(目的及び事業)

第 4 条 当会は、東京会規約第 2 条に定める目的及び事業の達成に協力するため、次の事業を行う。

- (1) 会務に関する東京会会長の指示事項を会員に伝達すること。
- (2) 会務の執行について東京会会長が委嘱し、又は承認した事項を行うこと。
- (3) 会員の意見を東京会会長に進達すること。
- (4) 会員の資質向上を図るため、講習会又は研修会を行うこと。
- (5) 会員相互の親睦を図ること。
- (6) その他当会が必要と認めた事項を行うこと。

(会 員)

第 5 条 当会の区域内に主たる事務所を有する会員及び準会員は、当会の会員となる。

- 2 当会の区域内に従たる事務所を設けてある会員及び準会員は、総会の議を経て客員となることができる。

(総 会)

第 6 条 総会は定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、臨時総会は会長が必要と認めるときに臨時開催する。
- 3 総会の議決は出席した会員の過半数を以て決する。
ただし、可否同数のときは議長が裁決する。
- 4 総会の決議事項は議事録に記載し、議長及び出席会員 2 名の署名押印を要する。

(総会の審議事項)

第 7 条 総会においては、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項

(3) 規約の変更、規程の制定、変更又は廃止に関する事項

(4) その他規約によって、総会に附議することを要する事項又は役員会において総会に附議する必要があると認めた事項

2 総会においては、前項のほか、当会の会務及び事業に関する報告を行う。

(会員の表決権、役員選挙権並びに被選挙権の制限)

第8条 会員のうち監査法人である会員及び第5条第2項に該当する客員は総会の表決権、役員選挙権及び被選挙権を有しない。

2 会員のうち準会員は役員選挙権及び被選挙権を有しない。

(役員)

第9条 当会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以内 |
| (3) 幹事 | 10名以内 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

(役員職務)

第10条 会長は、当会を代表し会務を総理し、かつ総会の議長となる。

2 副会長は会長を輔け、会長に支障あるときはその会務を代行する。

3 幹事は当会の会務を分掌する。

4 監事は当会の業務及び財務を監査しその結果を総会に報告する。

(選任及び任期)

第11条 役員は、当会に所属する会員がその会員のうちから総会において選任する。

2 役員任期は、選任された総会終了のときから始まり、就任後第3回目の定期総会終了のときに満了する。

3 役員に欠員が生じたときは、補欠選任を行う。ただし、役員会が業務の執行に支障がないと認めたときは、これを行わないことができる。

4 補欠選任による役員任期は前任者の残任期間とする。

5 選任に関する経過及びその結果は、定期総会に報告する。

(退任)

第12条 役員は次の各号の一に該当したときは退任するものとする。

- 一 公認会計士法（以下「法」という。）第21条第1項各号に該当したとき
- 二 法第30条の規定による懲戒の処分を受けたとき
- 三 会則第50条第2項第二号の会員権停止の懲戒処分を受けたとき
- 四 当会の会員でなくなったとき

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、当会の業務を審議決定する。

- 2 役員会は、会長がこれを招集し、会長はその議長となる。
- 3 監事は、役員会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。
- 4 本部の会長、副会長、常務理事、及び東京会の会長、副会長、常任幹事は、必要に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 役員会は、その構成員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(顧問及び相談役)

第14条 会長は、役員会の議を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

- 2 顧問及び相談役の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了のときまでとする。

(決議事項の承認)

第15条 会長は当会が重要な事項を決議したときは遅滞なくその決議事項を東京会会長に届け出てかつ承認を求めなければならない。

(財産の管理)

第16条 当会に属する財産は、東京会会長に代り会長が管理する。

(財政)

第17条 当会が必要とする支出は、東京会からの交付金寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 当会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 会長は各事業年度の末日において会務を締切り決算を行い、会務報告書、収支計算書及び財産目録を作成し、総会の承認を経てその正本を当該事業年度終了後3か月以内に東京会会長へ届け出なければならない。
- 4 当会が重要な財産の得喪を行う場合は、会長は東京会会長を経て本部会長の承認を求めなければならない。

(規約等の制定、改廃)

第18条 当会は、この規約に基づき運用上必要ある時は、所要の規程又は細則を定めることができる。

- 2 規程は、総会の決議により、細則は、会長が役員会の議を経て、これを制定し、変更又は廃止する。

第19条 規約は、総会において、出席した会員の3分の2以上の同意を得なければ、制定し、又は変更することができない。

- 2 規程は、総会において出席した会員の2分の1以上の同意がなければ制定し、変更し、又は廃止することができない。
- 3 規約等の制定又は変更については、東京会役員会の承認を得なければならない。

(報告)

第20条 会長が会員に報告する事項については、東京 CPA ニュース紙上に掲載することにより、報告に代えることができる。

附 則

第1次改正附則（平成元年6月9日改正）

- 1 この改正規約は、東京会役員会の承認の日（平成元年7月25日）から施行する。
ただし 第11条第1項の改正規定は、東京会役員会の承認を前提条件として平成元年の役員選挙から適用する。

第2次改正附則（平成16年6月22日改正）

- 1 この改正規約は、東京会役員会の承認の日（平成16年7月28日）から施行する。

第3次改正附則（平成19年6月20日改正）

- 1 この改正規約は、東京会役員会の承認の日（平成19年7月27日）から施行する。

第4次改正附則（平成22年6月23日改正）

- 1 この改正規約は、東京会役員会の承認の日（平成22年7月20日）から施行する。

第5次改正附則（平成24年6月28日改正）

- 1 この改正規約は、東京会役員会の承認の日（平成24年7月25日）から適用する。